

佐賀関復興市営住宅建設事業

要求水準書（案）

別紙 2 化学物質室内濃度調査要領

令和 8 年 7 月

別紙 2 化学物質室内濃度調査要領

1. 採取時期

- (1) 内装工事完了後とする。
- (2) 室内の換気を十分に行うこと。

2. 採取を行う住戸・居室

- (1) 測定する住戸の数は、建設戸数の 1 割以上かつ、各住戸タイプ 2 室以上とする。
- (2) 測定する住戸・居室は、本市の指示による。(日照の多い南側の居室を原則とする。)

3. 採取位置

当該居室の中央付近で、床からの高さは概ね 1.2m から 1.5m までとする。

4. 採取前及び採取中の開口部の開閉

化学物質の採取を行う前に、当該住戸のすべての窓や扉（造付け家具、押入れなどの扉を含む）を 30 分間開放し、屋外に面する窓及び扉を 5 時間以上閉鎖した後採取すること。当該居室の中央付近で、床からの高さは概ね 1.2m から 1.5m までとする。

5. 換気設備の稼働

停止した状態とする。

6. 測定物質ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン

※新たに室内濃度の指針値が追加された場合は、追加された物質も含む

7. 測定方法

品確法の評価方法基準第 5 の 6-3 の (3) のロに定める方法によること。

8. 記録

- (1) 採取時、測定室ごとに次の採取条件を記録すること。

採取条件：採取開始年月日、採取時刻、室温、相対湿度、天候、日照の状況

9. 濃度分析

個々の採取機器ごとに定められた機関で分析を行うこと。

10. 測定結果等の報告

- (1) 分析結果により安全が確認された後は、速やかに報告書を作成すること。報告書の作成要領については、測定前に市から指示を受けておくこと。
- (2) 報告書は、完工検査までに本市へ提出すること。